

基本計画編

令和8年3月改定

1 国土強靱化の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下、「国計画」という。）が閣議決定されました。これらの法・国計画では、地方公共団体は国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するとされています。

千葉県では、平成29年1月に、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となるべきものとして「千葉県国土強靱化地域計画」（以下、「県計画」という。）を策定しました。

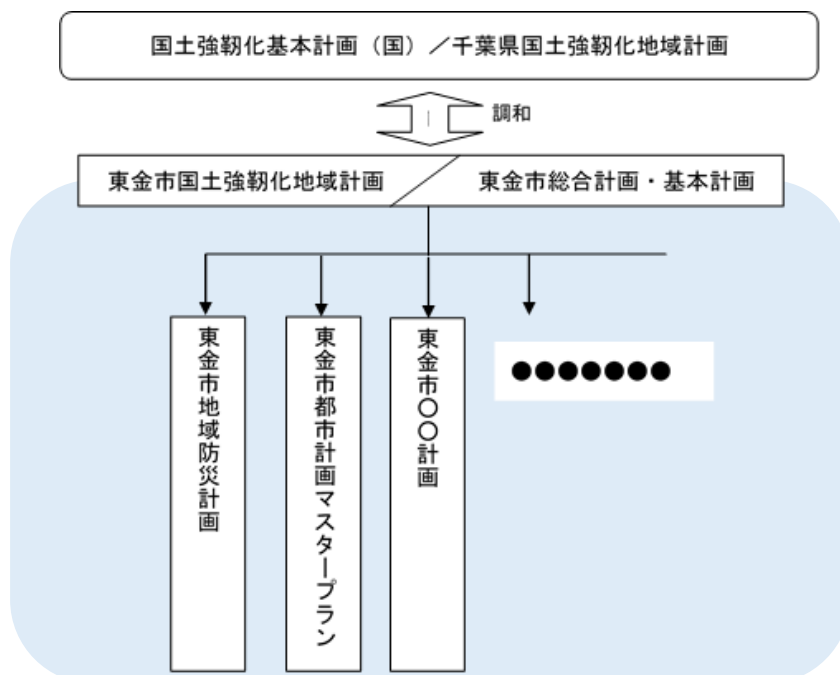
本市においても、東日本大震災や令和元年房総半島台風により、多くの被害が発生しました。また、近年、気候変動の影響等により、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害の増加とともに、首都直下地震の発生が懸念されています。

このような状況から、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な強くしなやかな都市を目指し、国土強靱化を推進するため、国計画や県計画と調和を図りつつ、東金市総合計画（以下、「総合計画」という。）で示されている基本構想や基本計画と整合を図り、本市の国土強靱化に関して、指針となるべきものとして、基本法第13条に基づき「東金市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」によれば、市が策定する「国土強靱化地域計画」は、国土強靱化における市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有することとされています。

本計画も、上位に位置する国計画や県計画と調和を図りつつ、東金市第4次総合計画・後期基本計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置付けます。



(3) 東金市地域防災計画との関係

東金市地域防災計画では、地震、風水害など個別の災害やリスク毎に計画を策定し、平常時、発災時、発災後のその時々を実施すべき取り組みを対象としています。

一方、本計画は、東金市地域防災計画に対しても指針となるとともに、様々な災害やあらゆるリスクを見据えて、平常時の推進方針を整理しています。さらに、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、それが回避出来なかった場合の影響の程度、重要性、緊急度等を考慮して対応方針を定め、発災時、発災後の対応を円滑に実施するための役割も担っています。

項目	国土強靱化地域計画	東金市地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の重点化	重点化を行う	—

(4) 強靱化を推進する上での考え方

次に示す4つの基本的な考え方を念頭に置き、地域の特性や過去の災害から得られた経験を最大限生かしながら、市の強靱化を推進します。

【基本的な考え方】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

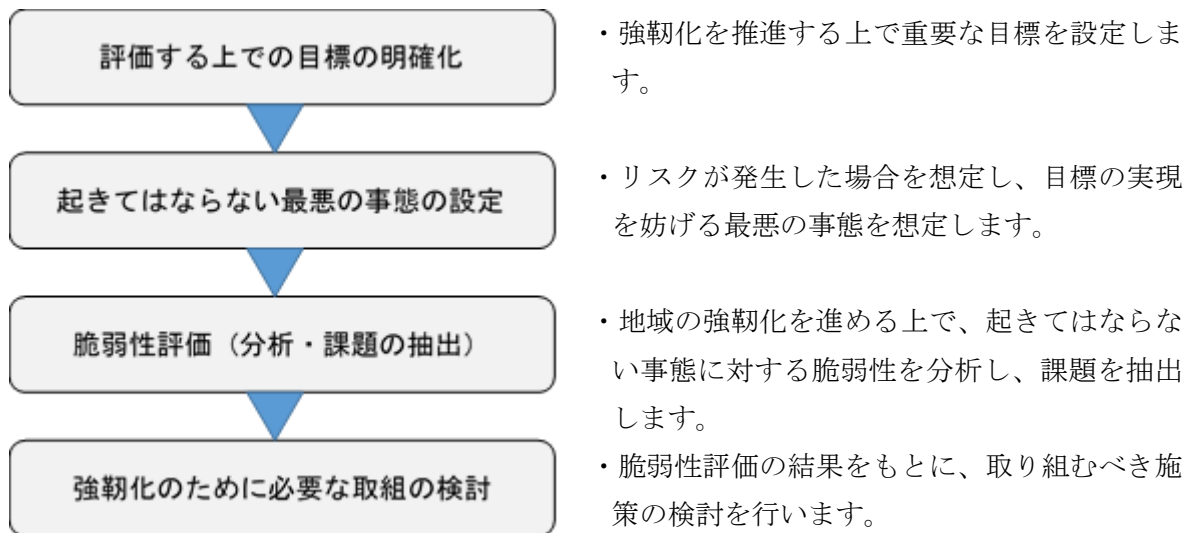
2 地域強靱化の推進

(1) 計画期間の設定

本計画は、東金市第4次総合計画・後期基本計画と整合を図るため、同計画の計画期間に合わせて令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても適宜、必要な追加や見直しを実施するものとします。

(2) 推進の手順

国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下、「脆弱性評価」という。）を実施します。



(3) 強靭化を推進する上での「備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

本市の特性を踏まえ、国計画及び県計画との調和を図りながら、「事前に備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げとなるものとして、26項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
		2-2	【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による活動の停止
		2-3	【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	【警察機能】被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	【行政機能】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	【情報伝達手段】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	【企業活動】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	【食料】食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	【汚水・廃棄物処理等】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	【コミュニティ】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 脆弱性評価

東金市地域防災計画を参考としながら、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに脆弱性評価を実施し、8つの「備えるべき目標」ごとに結果をまとめました。

3 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる「起きてならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに「施策」の推進方針を取りまとめました。

1 被害の発生抑制により人命を保護する

1-1 【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(指定緊急避難場所・指定避難所の指定)

- 指定緊急避難場所や指定避難所の情報について、市ホームページや広報等により周知を図る。
- 災害対策基本法第49条に基づく、指定が未実施の施設について、避難時利用に関する協定を締結する等、指定を進める。

(地域における災害対応力の向上)

- 防災イベントや防災訓練を通じて、地域における防災意識の向上や啓発を図り、自主防災組織の設立を促進する。
- 市内在住外国人に対する防災情報の多言語発信等、わかりやすく的確な情報提供に努める。

(情報伝達手段の整備)

- 防災行政無線のデジタル化に伴い、同時に複数のメディアと連携することが可能となったことから、引き続き、連携の充実・拡充を図り、より確実な情報伝達方法を整備する。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- 該当地域にある施設を特定し、関係部署と情報を共有するとともに、計画作成に係る助言や指導を行っていく。

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

- 福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る。
- 避難行動要支援者名簿の平時からの地域への提供について、要支援者の同意率の向上を図り、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、災害時における要支援者の支援体制の強化を図る。

(公共施設の耐震化・計画的保全等)

- 各施設において、計画的な保全改修に取り組み、施設の長寿命化を図るとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を図る。
- 老朽化が進み、保全改修による安全性の保持が困難な児童福祉施設や学校等の施設は、計画的に更新を行う。
- 災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることになる小中学校等の施設については、「どんな人でも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」施設となるよう施設環境及び機能を改善するための改修等を行い、被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る。

(民間建築物の耐震化)

- 東海市耐震改修促進計画に基づき、民間住宅及び民間特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等）の耐震化を促進する。また、耐震診断補助事業及び耐震改修補助事業を引き続き実施する等、耐震補強工事等を行う市民等を支援する。

<p>(高齢者施設等防災・減災対策強化事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災・減災対策を推進して防災体制を強化することにより、各施設の防災力向上や、協定による福祉避難所の機能拡充、および事業所におけるBCPの実効性確保を図る。
<p>(保育事業におけるICT化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所、認定こども園及び学童クラブの運営にあたり、災害発生時の利用者の安全確保と円滑な情報伝達・把握を図るため、各保育事業におけるICT化を進める。
<p>(宅地の耐震化推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既存の造成宅地の事前対策を進めるにあたり作成した東金市大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画において、調査対象とした箇所の経過観察を継続し、滑動崩落を示唆する変状が確認された場合には直ちに安全性の把握のための詳細な調査を検討する。また、調査から得られた情報を適切に市民に提供し、周知・啓発を図る。
<p>(市街地の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災発生時の延焼により、被害が拡大する可能性の高い市街地の改善を図るため、安全な避難路となる都市基盤の整備を図る。
<p>(公園の整備・維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難場所となる公園等の配置バランスや安全な避難スペースを計画的に確保するため、整備の検討を進める。 ●公園施設の長寿命化計画を策定し、施設の改修を図りながら、適正な維持管理に努める。
<p>(幹線道路等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物資や燃料を運搬する車両が通行するための幹線道路を整備するとともに、橋梁、トンネル等の道路施設を適正に維持管理していく。
<p>1-2 【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p>(消防団の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の災害の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る。
<p>(常備消防の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。
<p>(消防水利の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防水利や防火貯水槽を引き続き整備するとともに、災害に迅速に対応できるよう維持管理を行う。
<p>(市街地の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商業系用途地域を準防火地域に指定することによる不燃化の推進をする。
<p>(指定緊急避難場所・指定避難所の指定)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(地域における災害対応力の向上)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(情報伝達手段の整備)</p>

【 1 - 1 再掲】
(避難行動要支援者の支援体制の強化) 【 1 - 1 再掲】
(公共施設の耐震化・計画的保全等) 【 1 - 1 再掲】
(保育事業における I C T 化の推進) 【 1 - 1 再掲】
(公園の整備・維持管理) 【 1 - 1 再掲】
(幹線道路等の整備) 【 1 - 1 再掲】
1-3 【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
(浸水対策の推進) ●二級河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、雨水幹線及びポンプ施設の整備と併せて、ため池や水田などの雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講じる。 ●洪水被害等の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、速やかに水防活動を実施する。
(ハザードマップの作成・周知) ●東海市におけるハザード情報を WEB 版ハザードマップに掲載し、市民が浸水想定区域等を確認できるよう、広く周知する。
(指定緊急避難場所・指定避難所の指定) 【 1 - 1 再掲】
(地域における災害対応力の向上) 【 1 - 1 再掲】
(情報伝達手段の整備) 【 1 - 1 再掲】
(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成) 【 1 - 1 再掲】
(避難行動要支援者の支援体制の強化) 【 1 - 1 再掲】
(保育事業における I C T 化の推進) 【 1 - 1 再掲】
(宅地の耐震化推進) 【 1 - 1 再掲】

2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
<p>(被災地における物資の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害のあらゆる分野における協定の締結を推進し、大規模災害時における物資調達等の実効性を確保するとともに、最低限の物資を保持し、東金市物資配送方針に基づき、円滑に物資を供給できる体制を整備する。
<p>(応急給水体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山武郡市広域水道企業団及び千葉県企業局（水道用水供給事業）と連携して、災害時に迅速かつ確実に給水活動が行えるよう、対応マニュアルの整備等を推進する。
<p>(水道施設の耐震化・更新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山武郡市広域水道企業団において、震災時においても重要給水施設への安定給水を図るため、「基幹管路及び重要給水施設配水管耐震化計画」に基づき配水管路の耐震化事業を進める。また、すでに耐震性能を有している市内の配水場（東金配水場）施設においては、「配水場施設耐震化計画」に基づき老朽化が進んでいる場内連絡管の更新を行い、更なる耐震性能の向上を図る。
<p>(救援物資受入施設の維持管理・整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●救援物資を受け入れるための集積拠点となっている「みのりの郷東金」について、防災機能の向上を図り、安全・安心な施設となるよう点検・改修を実施する。また、安定的に救援物資を受け入れ、保管できる施設を整備する。
<p>(市街地の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時において、交通拠点、避難拠点、物流拠点となる交通結節点の整備を推進する。
<p>(幹線道路等の整備)</p> <p>【1-1再掲】</p>
2-2 【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による活動の停止
<p>(自衛隊等関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に速やかな連携がとれるよう自衛隊、警察、消防等と定期的な訓練や研修を実施し、連携強化を図る。
<p>(石油燃料等の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に迅速かつ円滑に石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるよう、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討する。
<p>(幹線道路等の整備)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(消防団の強化)</p> <p>【1-2再掲】</p>
<p>(常備消防の強化)</p> <p>【1-2再掲】</p>
<p>(消防水利の整備)</p>

【 1 - 2 再掲】
2-3 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
(医師会等との協力体制の推進) ●災害時に傷病者の応急救護活動に必要な医師や医薬品を確保するため、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会と災害時における各協定に基づく協力体制を推進する。
(幹線道路等の整備) 【 1 - 1 再掲】
(応急給水体制の整備) 【 2 - 1 再掲】
(自衛隊等関係機関との連携) 【 2 - 2 再掲】
(石油燃料等の確保) 【 2 - 2 再掲】
2-4 【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生
(防疫活動の実施) ●床上浸水被害等による疾病や感染症の発生を防ぐため、消毒の必要性を市民に周知する。 ●災害時には防疫活動の実施のための防疫班を組織し、消毒を実施する。
(衛生環境の悪化防止) ●災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下するため、トイレ対策やごみ処分のマナー向上を図る。また、収集車両や必要な機材を確保するため、千葉県・他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力関係を充実する。
(避難所での衛生管理) ●避難所において安心して生活できるよう、感染症対策をするための間仕切りや衛生用品等を配備する。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 【警察機能】被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
(地域防犯力等による治安の維持) ●被災等による治安の悪化を防ぐため、市民一人ひとりが防犯知識を習得・高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を実践していく。
(交通事故対策) ●停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を講じる。
(治安維持対策) ●児童生徒及び園児の安全を確保するため、小中学校、幼稚園及び保育園に防犯カメラ等を設置する。
(自衛隊等関係機関との連携) 【 2 - 2 再掲】
3-2 【行政機能】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<p>(業務継続体制の運用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●継続的かつ定期的な計画の見直しを実施するとともに、職員が計画の存在や意義について理解し、災害時に適切な対応をとることができるよう、周知や説明を実施する。
<p>(行政機関施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設等の被災により行政機能を大幅に低下させないため、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策を実施するとともに、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等による停電時の電源を確保する。
<p>(公共施設の耐震化・計画的保全等)</p> <p>【1-1再掲】</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

<p>4-1 【情報伝達手段】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p>
<p>(情報伝達手段の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や防災メール、市公式LINEはもとより、広報車や消防団による巡回広報など多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する。 ●災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を構築・充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について、万全を期する。 ●防災行政無線のデジタル化に伴い、同時に複数のメディアと連携することが可能となったことから、引き続き、連携の充実・拡充を図り、より確実な情報伝達方法を整備する。
<p>(通信環境の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時における市ホームページへの集中アクセスによる閲覧障害に備える。 ●災害時に多数の被災者を受け入れることとなる避難所施設にWi-Fiを整備し、災害・防災等の情報を始め、避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、通信環境を整備する。 ●各避難所に防災行政無線（移動系）を配備するなど、停電や輻輳に強い通信網を配備する。
<p>(多言語での情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内に在住する外国人が災害時に的確な行動がとれるよう、避難所において、翻訳タブレットやポケット等翻訳機を整備するとともに、災害情報を多言語で発信する。
<p>4-2 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>
<p>(情報伝達手段の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民が災害情報を入手しうる手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ等の放送について、関係団体と平時からの協力体制の構築を検討する。 <p>【4-1再掲】</p>
<p>(通信環境の整備)</p> <p>【4-1再掲】</p>
<p>(多言語での情報発信)</p> <p>【4-1再掲】</p>
<p>4-3 【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>(保育事業におけるICT化の推進)</p>

【 1 - 2 再掲】
(情報伝達手段の充実強化) 【 4 - 1 再掲】
(通信環境の整備) 【 4 - 1 再掲】
(多言語での情報発信) 【 4 - 1 再掲】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 【企業活動】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
(民間事業者における業務継続計画の策定促進) ●民間事業者が災害時において一定の事業活動が継続的に実施できるように業務継続計画を策定できるよう支援する。
(幹線道路等の整備) 【 1 - 1 再掲】
5-2 【エネルギー】 エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
(石油燃料等の確保) 【 2 - 2 再掲】
(民間事業者における業務継続計画の策定促進) 【 5 - 1 再掲】
5-3 【食料】 食料等の安定供給の停滞
(農地等の適切な保全管理) ●災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図る。 ●農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消を実施する。
(幹線道路等の整備) 【 1 - 1 再掲】
(被災地における物資の確保) 【 2 - 1 再掲】
(応急給水体制の整備) 【 2 - 1 再掲】
(水道施設の耐震化・更新) 【 2 - 1 再掲】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
<p>(市ガスの安定的な供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災により商用電力を喪失した場合においても、安定して市ガスを供給できるよう自家発電設備を設置する。
<p>(ライフライン事業者との連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン事業者との協定締結等により、連携を強化する。
<p>(応急給水体制の整備)</p> <p>【2-1再掲】</p>
<p>(石油燃料等の確保)</p> <p>【2-2再掲】</p>
6-2 【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止
<p>(公共下水道及び農業集落排水施設の耐震対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道施設及び農業集落排水施設の機能を安定的に維持するため、管渠や処理場等を定期的に点検、修繕等による長寿命化と耐震化を進める。
<p>(ライフライン施設の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山武郡市広域水道企業団、市及びライフライン事業者により、電気、ガス、上下水道などのライフライン施設の強化を図るとともに、被災した場合には、市及び関係団体において、それぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や市民等への対応を迅速に実施する。
<p>(応急給水体制の整備)</p> <p>【2-1再掲】</p>
<p>(水道施設の耐震化・更新)</p> <p>【2-1再掲】</p>
6-3 【汚水・廃棄物処理等】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>(廃棄物処理施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設の修繕・更新を行いながら、災害時の継続的かつ安定した廃棄物処理施設の機能が確保できるように、東金市外三市町清掃組合及び構成市町で協議を進める。
<p>(し尿処理施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●し尿処理施設の修繕・更新を行いながら、災害時の継続的かつ安定したし尿処理施設の機能が確保できるように、山武郡市広域行政組合及び構成市町で協議を進める。
<p>(火葬施設の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火葬施設の修繕・更新を行いながら、災害時の継続的かつ安定した火葬場の機能が確保できるように、山武郡市広域行政組合及び構成市町で協議を進める。
<p>(東金市下水道業務継続体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●図上訓練の実施や東金市下水道業務継続計画の必要な見直し・改善を継続的に行うことで、計画の実効性を向上させ、業務継続体制を強化する。
<p>(合併処理浄化槽の整備促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した単独処理浄化槽や汲み取り便所から、災害に強い合併処理浄化槽へ転換を促進することによ

り、災害後の生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止や衛生環境を確保する。
(衛生環境の悪化防止) 【2-4再掲】
6-4 【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
(幹線道路等の整備) ●延焼遮断帯、避難経路の確保、分断された鉄道や道路の解消を図るため、都市計画道路や幹線道路等の整備を進める。 ●災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道の整備を促進する。
(歩道整備の充実) ●歩行者と車両が分離された安全な歩行区間の確保を目的とした歩道整備を継続的に実施する。
(橋梁等道路施設の維持修繕) ●緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋りょうやトンネルなど重要道路（1級市道、2級市道、国道及び県道）施設について、適正な維持・修繕に努める。
(緊急輸送道路等の整備促進) ●災害時には様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察等が連携・協力し、交通秩序の維持等に万全を期する。
(横断歩道橋の整備) ●停電時の道路横断歩行者の安全確保のため、横断歩道橋の整備及び既存横断歩道橋の長寿命化を進める。
(JR東日本及びバス運行会社との協議) ●災害によりJR東金線や市内路線バスが運休した場合、市内各駅において帰宅困難者が発生することが考えられるため、平時より帰宅困難者への対応について、JR東日本千葉支社、大網駅長及びバス運行会社と対応について協議する。
(農道の整備) ●農林道は、県道や公共用施設、他市へのアクセスなど地域交通ネットワークを形成する道路となっているため、地震や風水害に対し強い農林道へ改修を進める。
(市街地の整備) 【1-1再掲】
6-5 【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
(土地改良施設の維持管理) ●地震時の津波被害拡大の軽減や大雨時には排水調整の役割がある水門について、整備補修を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
(空家等の適切な管理) ●空家情報をデータベース化する等、空家の有効活用を促進するとともに、東金市空家等対策計画に基づき空家活用に関する各種施策を実施していく。

<p>(民間建築物等の防火体制の整備)</p> <p>●重大な消防法令違反対象物に対する是正及び違反対象物に対する是正等を促進するため、県との連携を深めていく。</p>
<p>(指定緊急避難場所・指定避難所の指定)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(地域における災害対応力の向上)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(情報伝達手段の整備)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(避難行動要支援者の支援体制の強化)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(公共施設の耐震化・計画的保全等)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(消防団の強化)</p> <p>【1-2再掲】</p>
<p>(常備消防の強化)</p> <p>【1-2再掲】</p>
<p>(消防水利の整備)</p> <p>【1-2再掲】</p>
<p>(市街地の整備)</p> <p>【1-2再掲】</p>
<p>(幹線道路等の整備)</p> <p>【6-4再掲】</p>
<p>7-2 【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺</p>
<p>(森林の整備)</p> <p>●水源の涵養、地球温暖化防止など、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的で適切な森林整備を進める。</p>
<p>(市街地の整備)</p> <p>【1-1再掲】</p>
<p>(緊急輸送道路等の整備促進)</p> <p>【6-4再掲】</p>
<p>(空家等の適切な管理)</p> <p>【7-1再掲】</p>
<p>7-3 【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出</p>
<p>(危険物施設の安全性の確保等)</p> <p>●危険物施設の倒壊等による危険物（ガソリン貯蔵所等から出る有害物質）の大規模な公共水域への流</p>

出を予防するため、施設の安全性（耐震性等）の確保、保安体制（災害発生時の体制整備等）を強化する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制の構築）

- 東金市災害廃棄物処理計画について、国等の災害廃棄物処理指針を踏まえた改定・運用を行う。
- 速やかに災害廃棄物の処理を行えるよう、千葉県・近隣市町等との連絡を密に行い、当該廃棄物発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、廃棄物処理に万全を期する。

（災害廃棄物の再利用化の促進）

- がれきを適正・円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係団体との連携により、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用していく。

8-2 【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（強固な基盤インフラ整備）

- 道路・河川の整備を進めるとともに、公園・公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、速やかな復旧・復興活動が行われるような基盤を構築していく。
- 災害時の公衆トイレ対策として、住宅密集地の公園等の公共施設にトイレを整備していく。

（地籍調査の推進）

- 円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査業務委託を実施し、正確な地図と簿冊（地籍図及び地籍簿）を作成する。

（住宅再建の支援）

- 住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、県と連携・協力しながら、応急処理等の被災住宅の再建支援を実施するとともに、民間賃貸住宅借上事業により被災者の住宅支援を実施する。

（公共施設の耐震化・計画的保全等）

【1-1再掲】

8-3 【コミュニティ】地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域におけるコミュニティ活動の推進）

- 災害発生時の避難、避難所生活、仮設住宅での生活等においては、地域コミュニティが重要な役割を担うため、各地域にあったコミュニティづくりを推進する。

（地域における災害対応力の向上）

【1-1再掲】

（地域防犯力等による治安の維持）

【3-1再掲】

（多言語での情報発信）

【4-1再掲】

4 対応方策の重点化と計画の進捗管理

(1) 対応方策の重点化

① 重点化の方法

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の総合計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定します。

選定に係る3つの視点

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

② 重点化すべきリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
		2-2	【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による活動の停止
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	【行政機能】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	【情報伝達手段】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	【企業活動】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	【食料】食料等の安定供給の停滞

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	【汚水・廃棄物処理等】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) 計画の推進と進捗管理

① 計画の推進体制

本計画は、本市各部課間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、民間企業等の多様な主体と相互の連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

② 計画の進捗管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、重要業績指標（K P I）等を用いて毎年度進捗状況を把握します。また、本計画は東金市第4次総合計画・後期基本計画で示されている将来像や取組と整合を図っていることから、総合計画の改定や本市を取り巻く環境・社会状況の変化等に合わせて、P D C Aサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図っていくものとします。